健康福祉局 資料 No. 2

令和5年12月6日 課 名 健康福祉局

新型コロナウイルス感染症対策担当

担当者 課長 草薙

内 線 3042

新型コロナウイルス感染症の感染状況等について

1 要旨・目的

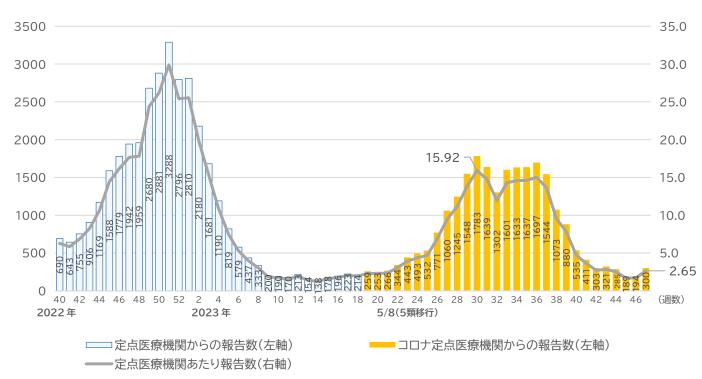
令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが5類感染症に変更された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染状況及び医療体制、季節性インフルエンザの発生動向等について報告する。

2 現状・背景

現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の患者発生届は、全数届から定点報告に切り替わっている。

直近の報告数は、2023年第47週(11月20日~11月26日)の定点当たり患者報告数が2.65人となった。

【新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生状況(定点当たり)】



※ 2022 年第 40 週 (10/3~10/9) から 2023 年第 18 週 (5/1~5/7) までは、過去の HER-SYS データ からインフルエンザ定点医療機関 (110 か所) の報告数を抽出し、仮想の定点報告数として掲載。

2023 年第 19 週 $(5/8\sim5/14)$ 以降は、新型コロナウイルス感染症の定点医療機関 (第 47 週 $(11/20\sim11/26)$ 現在 : 113 か所) の報告数。

3 概要(医療体制)

(1) 対象者

全ての県民

(2) 実施内容

幅広い医療機関による通常の対応に移行することとして、かかりつけ医や「外来対応医療機関」での受診体制や必要な方が入院できる医療体制等を確保していく。

ア 外来医療体制

新型コロナウイルス感染症の外来対応医療機関を指定し、県ホームページで公表している。(11月30日現在:1,467か所公表)

イ 入院医療体制

確保病床に限らない入院受入れや医療機関同士の連携による入院調整が行われており、通常の対応への移行が進んでいる。

10月以降も、確保病床に頼らない入院受入体制への移行を更に進めるとともに、今冬に予測される感染拡大に備えて、地域の救急医療を担う中核的な医療機関等に確保病床を重点化させ、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案の抑制等に取り組む。(11月29日現在:入院患者数93人)

ウ 高齢者施設等に対する支援

重症化リスクの高い高齢者等を感染から守るため、引き続き、高齢者施設や障害者 施設の従事者等に対して頻回検査(月8回)を実施している。

また、施設入所者が感染した場合に早期治療を開始できるよう、連携する医療機関による治療・投薬方針の策定等を進めるとともに、県が募集した「往診可能医療機関」 (11月30日現在:126か所)により医療支援を行う体制を整備している。

エ 罹患後症状(いわゆる後遺症)の診療体制

せき・倦怠感・味覚障害などの症状が慢性化したり、新たに出現したりする方が、かかりつけ医や身近な医療機関に受診・相談できるよう、罹患後症状(いわゆる後遺症)の診療に対応する医療機関を県のホームページで公表している(11月30日現在:122か所)。また、更に専門的な診療が必要であると判断された方には、県内の後遺症連携病院(23か所)につなぎ、後遺症の専門医療を提供する体制を整えている。

(3) スケジュール

(4) 予算 (累計額) (R5年度現計予算額)

新型コロナウイルス感染症対策626,406 百万円79,557 百万円うち関係分感染拡大防止対策188,706 百万円10,632 百万円

医療提供体制の確保 213,429 百万円 35,769 百万円

4 季節性インフルエンザの感染状況

定点当たり患者報告数 2023 年 第 47 週(11/20~26) <u>30.96 人</u> 「過去 5 年の同時期の平均値 1.12 人]

季節性インフルエンザの流行基準

・流行開始: 県全体の定点当たり患者報告数 1.0 人以上

・注意報: 県内いずれかの保健所管内で、定点当たり患者報告数が10人以上となった場合

・警報: 県内いずれかの保健所管内で、定点当たり患者報告数が30人以上となった場合

本年、年明けから季節性インフルエンザの患者数が増加傾向となり、第3週(1/16~1/22) に広島市保健所管内で定点当たり患者報告数が10人以上となったため、1月26日に県内全域にインフルエンザ流行に関する注意報を発令した。

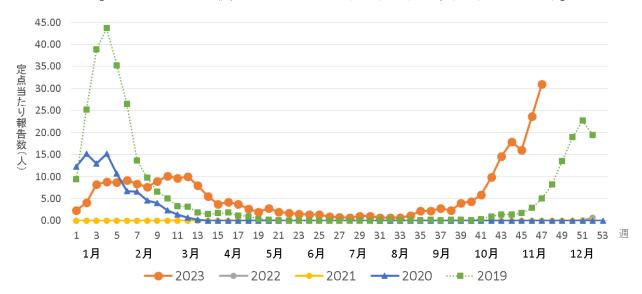
その後、流行は3月下旬から一旦落ち着き、8月下旬まで県全体の定点当たり患者報告数は1.0人前後で推移してきたが、第35週(8/28~9/3)に西部東保健所管内で10人以上となり、再び注意報を発令する状況となった。

更に、第46週 (11/13~19) には、西部東、東部、北部の3保健所管内で、定点当たり患者報告数が30人以上となったため、11月24日に今シーズン初の「インフルエンザ警報」を発令し、県民に対して、引き続き、手洗い・換気等の基本的な感染対策を励行し、インフルエンザワクチンの接種を検討いただくよう呼び掛けている。

「県ホームページ(流行状況、予防・流行拡大防止の注意点など)]

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/hidsc-kansen-wadai-zyouhou-inf-zyouhou.html

【インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)の発生状況(定点当たり)】



※ 2021~2022年は、インフルエンザの流行はほぼ見られていない。